

～ 事務連絡 ～
令和6年3月29日

会員事業者各位

(一社) 秋 田 県 ハ イ ヤ ー 協 会
秋 田 県 タ ク シ ー 運 転 者 登 録 セ ン タ ー

令和6年度の運転者証の訂正手数料について

いつもお世話になっております。

さて、会員事業者が秋田県タクシー運転者登録センターに運転免許更新に伴う「運転者証訂正申請」を行った際、その手数料（1件：1,800円）分は、「運転者登録助成金」（令和5年度予算額：458,600円）として予算化しており、協会からセンターに支払ってきたところです。

このたび、その予算額を上回りましたので、令和6年4月1日以降の「運転者証訂正手数料」（4月中／1件：1,800円・5月以降／1件：4,500円）については、各事業者の負担となりますことをご案内いたします。

なお、本手数料の変更については、『タクシー業務適正化特別措置法第23条第1項に規定する登録事務等規程の変更（登録手数料等）について』として、令和6年3月15日付けで、文書を発出しています。

追伸)

当協会の令和6年度事業計画案並びに収支予算案の承認等により、変更が生じた場合は、改めてご案内します。